

昭和37年 4月 1日 制定昭和6
1年 4月23日 改正平成 4年
7月14日 改正平成13年 4月
1日 改正平成16年 1月26日
改正平成16年12月13日 改正
平成28年 1月 9日 改正平成2
9年 1月21日 改正令和 4年
1月29日 改正

東海学生剣道連盟規約

東海学生剣道連盟

東海学生剣道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東海学生剣道連盟（以下「本連盟」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を愛知県内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、加盟各大学相互の緊密な連携を図り、学生剣道の健全な発展に寄与せんとすることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生剣道大会の開催
- (2) 合同稽古会および研修会等の開催
- (3) 全日本学生剣道連盟の事業への参加
- (4) 記録の蒐集および保存
- (5) その他、前条の目的達成のために必要と認めた事業

第2章 組織

(組織)

- 第5条
- 1 本連盟は、東海地区（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）に所在する大学の剣道部および学生剣道連盟卒業生さらに学生剣道の指導・育成に熱意があると認められる者を以て組織する。
 - 2 本連盟は、全日本学生剣道連盟に加盟する。

(加盟・脱退)

- 第6条
- 1 本連盟に加盟および脱退する場合は、その必要事項を学生幹事会に届け出て常任理事会の決議を経て、会長の承認を得なければならない。
 - 2 加盟を承認された大学は、本規約第23条に定める加盟費および登録費を納入しなければならない。
 - 3 加盟を希望する場合、剣道部創立1年以上を経過したものでなければならない。
 - 4 休部および休部からの復帰を希望する大学は、その必要事項を学生幹事会に提出し、常任理事会の決議を経て、会長の承認を得なければならない。
 - 5 再加盟は、その必要事項を学生幹事会に届け出て、常任理事会の決議を経て、会長の承認を得なければならない。

- 6 加盟（再加盟を含む）、脱退、休部、休部からの復帰は理事会での決議を以て正式に承認される。但し、常任理事会の決議を得た時点から理事会での決議を得るまでは暫定承認とする。その期間は正式決議後と同等の権利、義務を有するものとする。

（登録）

- 第7条 1 各加盟大学は、毎年4月末日までに次に掲げる事項を本連盟に報告しなければならない。
- （1） 名称
 - （2） 所在地
 - （3） 連絡場所並びに電話番号
 - （4） 新年度役員名簿および部員名簿
 - （5） その他必要と認めた事項
- 2 前項について変更ある場合は直ちに本連盟へ報告しなければならない。

第3章 役員

（役員および任期）

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。卒業生役員の任期は3年とし、学生役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- （1） 会長 1名
 - （2） 副会長 若干名
 - （3） 理事長 1名
 - （4） 副理事長 若干名
 - （5） 常任理事 若干名
 - （6） 専務理事 1名
 - （7） 会計監査 2名
 - （8） 理事（第15条による）
- 2 役員の任期の開始は1月1日からとし、終了は12月31日までとする。
- 但し、任期終了後も最初の理事会で新役員が決定するまでは、その職務・職責を継続して負うものとする。

（会長）

- 第9条 1 会長は、常任理事会において推挙され理事会において選任される。
- 2 会長は本連盟を代表する。

（副会長）

- 第10条 1 副会長は、常任理事会において推挙され会長が委嘱する。
- 2 副会長は、会長に事故あるときにはこれを代行する。

（理事長）

- 第11条 1 理事長は、常任理事会の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。
- 2 理事長は、常任理事会および理事会を主宰する。

（副理事長）

- 第12条 1 副理事長は、常任理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(専務理事および会計監査)

- 第13条
- 1 専務理事および会計監査は、常任理事より常任理事会において推薦され、会長がこれを委嘱する。
 - 2 専務理事は、定期的に本連盟の業務および会計を監督する。
 - 3 専務理事は、必要と認められる全日本学生剣道連盟主催の行事に、本連盟を代表して出張することができる。
 - 4 会計監査は、本連盟の会計を監査し、理事会に報告する。

(常任理事)

- 第14条
- 1 常任理事は、理事の互選により選出され、常任理事会を構成する。
 - 2 常任理事会は、必要により学生剣道の指導・育成に熱意があると認められる者を推薦し、会長がこれを指名し、常任理事として委嘱することができる。
 - 3 学生常任理事を以て学生幹事会を構成し、理事会、常任理事会の決議事項に基づき専務理事の指導を受け、本連盟の運営を遂行する。
 - 4 卒業生の会長指名常任理事の総数は、参加大学数の1/3を超えないものとする。

(理事)

- 第15条
- 学生理事および卒業生理事は、原則として各加盟大学がそれぞれ代表者1名を選出し、理事会を構成する。但し、加盟大学以外の卒業生であっても、指導者として卒業生理事に代わり選出されることも認める。

(役員変更)

- 第16条
- 役員がその任期中に交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(学生役員の選出)

- 第17条
- 本連盟の学生役員は、毎年定例理事会において選任される。

(名誉会長)

- 第18条
- 1 本連盟に、名誉会長を置くことができる。
 - 2 名誉会長は、会長経験者で、本連盟の発展に多大な貢献のあった者の中から、会長が常任理事会の推薦を受け、理事会の同意を得てこれを委嘱する。

(顧問・相談役および参与)

- 第19条
- 1 本連盟に、役員の外に顧問・相談役・参与を置くことができる。
 - 2 顧問は、本連盟の会長もしくは副会長経験者または本連盟に功績のあった者の中から、会長が常任理事会の推薦を受け理事会の同意を得てこれを委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

- 4 相談役・参与は本連盟に功績のあった者の中から、会長が常任理事会の推薦を受け理事会の同意を得てこれを委嘱する。

第4章 機関

(機関)

第20条 本連盟の機関として、理事会・常任理事会を設ける。また、常任理事会の決定により補助機関を設けることができる。

(理事会)

- 第21条
- 1 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、会計監査、理事を以て構成し、それぞれは、等しく議決権を有するものとする。
 - 2 理事会は、会長がこれを招集し、議長となる。
但し、議事進行に関しては、別の者にこれを任ずることが出来る。
 - 3 理事会は本連盟の最高決議機関であって、次の事項を決議する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 事業報告および収支決算
 - (4) 役員を選出
 - (5) 罰則の適用およびその他の重要事項
 - (6) 加盟、脱退、休部、休部からの復帰の承認
 - 4 定例理事会は年1回開催する。
 - 5 会長が必要と認めた場合または加盟大学の半数以上の要求があった場合に臨時理事会を開催できる。
 - 6 理事会は、委任状を含む3分の2以上の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て決議する。但し、規約の改正は出席者の4分の3以上の承認を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(常任理事会)

- 第22条
- 1 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、会計監査および常任理事を以て構成し、それぞれは、等しく議決権を有するものとする。
 - 2 常任理事会は、理事長が招集し、理事長が議長になる。
 - 3 常任理事会は、定例常任理事会と臨時常任理事会よりなる。
 - 4 常任理事会は、本連盟の運営・活動・予算・決算・その他事業に関する企画・立案事項を理事会に提案することができる。なお、緊急案件については

決議・執行することができる。但し、これを直近の理事会に報告し、承認を得なければならない

- 5 常任理事会は、理事会における決議事項を執行する
- 6 常任理事会における承認は、出席者の過半数を以て決する

(補助機関)

- 第23条
- 1 本連盟の運営、事業の執行上必要な補助機関を常任理事会のもとに設ける
 - 2 補助機関は役員を以て構成する 但し、必要に応じて常任理事会の承認を得て、役員以外から選出することができる

第5章 会計

(会計)

- 第23条
- 1 本連盟の経費は、加盟団体の加盟費・登録費・分担金・寄付金および本連盟の主催の事業の収益金その他の収入を以てこれにあてる
 - 2 加盟費および登録費等の額並びに納入時期については別に定める

(会計年度および予算・決算)

- 第24条
- 1 本連盟の会計年度は、毎年12月15日に始まり翌年12月14日に終わる
 - 2 予算は、常任理事会において決議し、理事会の承認を得なければならない
 - 3 決算は、常任理事会において決議し、会計監査の監査報告と共に理事会の承認を得なければならない

(罰則)

- 第25条
- 1 本連盟加盟大学または部員が、本規約に違反し本連盟の名誉を傷つけまたは秩序を乱した場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき警告・権利の停止または除名を行うことができる。但し、除名の場合には理事会の決議により出席理事の4分の3以上の同意を要する。
権利の停止は、理事会の議決により解除することができる。
 - 2 本連盟への提出書類、登録費、試合参加料など延滞した場合、本連盟はその請求にかかる費用を請求できる。

第7章 改正

(改正)

- 第26条
- 1 本連盟の規約改正は、常任理事会の決議を経て、理事会の承認を以て改正することができる。

細則

- 第1条 本規約第2条による事務所を次に置く。

〒453-0035 愛知県名古屋市中村区十王町 11-22

第2条 本規約第5条による加盟大学は、1大学1剣道部とする。

第3条 1 本規約第7条による本連盟加盟員の登録

(1) 2年制大学、ならびに2年制学部学科の学生は2回までとする。

(2) 3年制大学、ならびに3年制学部学科の学生は3回までとする。

(3) 4年制大学、ならびに4年制学部学科の学生は4回までとする。

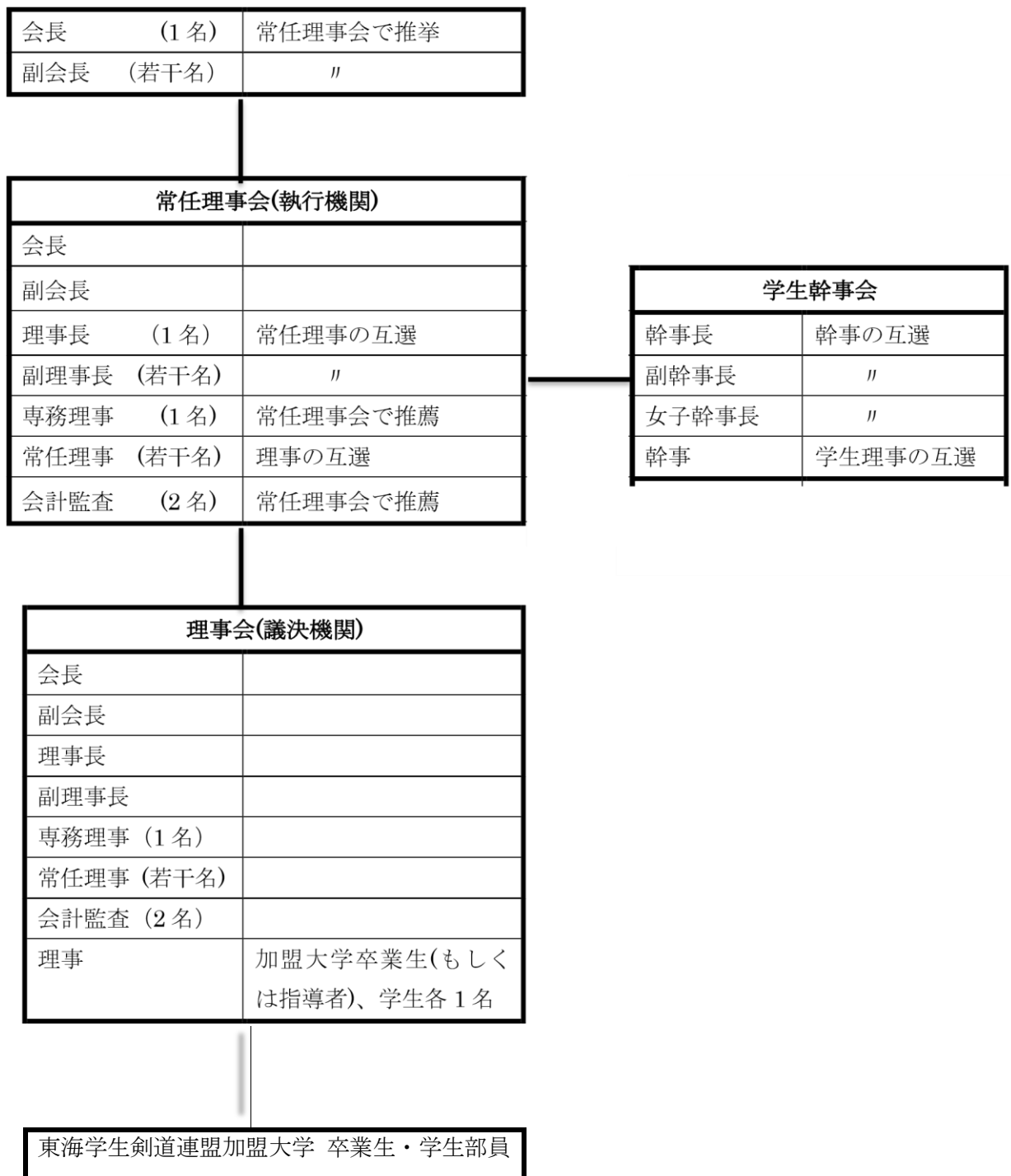
(4) 6年制大学、ならびに6年制学部学科の学生は6回までとする。

2 転校により所属大学が変わった場合など、特別な場合には常任理事会においてこれを審議する。

附則

昭和37年 4月 1日 制定昭和61
年 4月23日 改正平成4年 7
月14日 改正平成13年 4月
1日 改正平成16年 1月26
日 改正平成16年12月13日
改正平成28年 1月 9日 改正
平成29年 1月21日 改正令
和4年 1月29日 改正

東海学生剣道連盟 組織機構図



昭和37年 4月 1日 制定

平成13年 4月 1日 改訂

平

成28年 1月 9日 改訂

令和 4年 1月 29日 改訂